

【別紙 1】

伊佐市社会福祉法人指導監査実施要領

1 趣旨

この要領は、伊佐市社会福祉法人指導監査会議設置要領第8条第1項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）の検査、調査等（以下「指導監査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 指導監査の種類

指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

3 指導監査の実施主体

指導監査の実施主体は、福祉課とする。

4 指導監査の対象

(1) 一般指導監査

本市内においてのみ事業を行う法人

(2) 特別指導監査

(1)の法人のうち、市長が必要と認める法人

5 指導監査の範囲

指導監査の範囲は、原則として前年度分について実施する。ただし、必要と認めるときは、前々年度以前分又は現年度分についても実施するものとする。

6 指導監査の進め方

指導監査は、別に定める当該年度の指導監査実施計画における「主眼事項及び着眼点」、「重点事項」に留意の上、行うこととする。

(1) 一般指導監査

ア 対象の選定

(ア) 原則として年1回計画的に実施するものとする。ただし、必要と認めるときは、適宜実施するものとする。

なお、次のいずれも満たす法人に対する一般指導監査については、3年に1回とする。

a 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

b 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人に対する一般指導監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、市の判断により、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定するこ

とができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

(イ) (ア)にかかわらず、(ア)の a 及び b に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、市が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性及びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般指導監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

a 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

b 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

c 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回

(ウ) (ア)にかかわらず、(ア)の a 及び b に掲げる事項について問題が認められない法人のうち(イ)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市が判断するときは、一般指導監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。

a 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

b IS09001の認証取得施設を有していること。

c 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

d 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(エ) 新たに設立された法人に対する一般指導監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。

(オ) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

イ 実施体制

原則として、職員2人で指導監査班を編成し、班長を定めた上で、1法人につき1日で実施す

ることとする。

また、重大な懸案事項等を有する法人については、必要に応じて所属長若しくはこれに準じる職員自らが実地に赴くなど効果的な指導監査を実施することとする。

ウ 事前検討

指導監査の実施に当たっては、あらかじめ各法人から提出される「社会福祉施設等概要報告書及び自主点検表」（以下「自主点検表」という。）や、従前の指導監査結果等を踏まえ、実施日の前日までに指導監査班員のみならず必要に応じて担当係長等を交えて検討の上、当該法人が抱える課題及び問題点等を十分把握し指導監査に臨むこととする。

エ 指導監査項目

(ア) 指導監査項目は、自主点検表において示すが、その中から各法人の有する課題及び問題点等を考慮し、各法人ごとに重点的に確認すべき項目を定めることができる。

なお、重点的に確認すべき項目に時間を要したこと等により、一部確認できない状況が生じたとしてもやむを得ないものとする。

(イ) 以下の場合においては、自主点検表（法人関係）のⅢ「管理」の3「管理会計」に関する監査事項を省略することができる。

a 法第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、一般指導監査において確認するものとする。

b 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると市が判断する場合

(ウ) aの会計監査及びbの専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか通知）別紙「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、効率的に実施すること。

オ 実施方法

(ア) 実施通知

指導監査の実施については、一般指導監査にあつては「一般指導監査実施通知」（様式第1号）により原則として実施日の30日前までに通知する。

(イ) 実施内容

毎年度定める自主点検表により実施する。

(ウ) 立会い

指導監査は当該法人の監事等の立会いを求めて実施するものとする。

(エ) 講評

班長は、指導監査終了後、当該指導監査の結果について理事長、施設長又は関係役職員に対し、現地において講評を行うものとする。

なお、現地において判断が困難な事項等については、持ち帰った上で検討を行い改めて連絡する。

カ 結果の報告

班長は、指導監査を実施したときは、その結果を「一般指導監査指摘事項報告書」（様式第2号）により原則として実施日から10日以内に所属長等に報告しなければならない。

キ 結果の通知

指導監査結果については、「指導監査における指摘指針」（別紙）に基づいて、「一般指導監査の実施結果通知」（様式第4号の1又は様式第4号の2）により、原則として実施日から30日以内に法人に通知する。

ク 是正又は改善結果の確認

指導監査の結果の指摘事項に対する是正又は改善結果については、期限を付して「一般指導監査指摘事項改善報告書」（様式第5号）による報告を求めることとする。

改善報告書が提出された場合には、是正又は改善状況の具体性及び必要な挙証書類の添付等について内容を十分審査の上、受理することとし、必要に応じて是正又は改善の状況を実地に確認することとする。

また、短期間に解決が困難な事項については改善計画を立てさせ、継続的に指導することとし、定期的に改善状況を確認することとする。

(2) 特別指導監査

ア 実施対象

- (ア) 一般指導監査の結果、必要と認める法人
- (イ) 情報提供等により、必要と認める法人
- (ウ) その他必要と認める法人

イ 実施方法

(ア) 実施体制

特別指導監査は、市長の指示により特別指導監査班を編成し、班長を定めた上で、実施するものとする。

(イ) 実施通知

特別指導監査は、前日又は当日電話等で通知するものとする。

ただし、特に必要のある場合は、通知せずに実施するものとする。

なお、実施についての通知文は、「特別指導監査実施通知」（様式第6号）により当日手交するものとする。

ウ 実施内容

特別指導監査は、必要に応じて特定の事項について実施する。

エ 立会い

特別指導監査は、当該法人の理事長、施設長又は関係役職員等の立会いを求めて実施するものとする。

オ 結果の報告

班長は、特別指導監査を実施したときは、「特別監査指摘事項報告書」（様式第7号）によりその結果を速やかに、市長及び所属長等に報告しなければならない。

カ 結果の通知

是正又は改善すべき具体的事項については、「指導監査における指摘指針」（別紙）に基づいて、「特別指導監査の実施結果通知」（様式第8号）により法人に通知するものとする。

キ 是正又は改善結果の確認

特別指導監査の結果の指摘事項に対する是正又は改善結果について、期限を付して「特別指導監査指摘事項改善報告書」（様式第9号）による報告を求めるほか必要に応じてその状況を確認するものとする。

ク 法人からの報告徴収

特別指導監査の実施に先立ち、必要に応じて当該法人の理事会に対し事実確認調査等を指示し、報告を徴するものとする。

7 指導監査後の措置

指導監査の結果、是正又は改善状況の確認や法人からの報告徴取を行っても、是正又は改善が図られない場合は、市長は法第56条第4項及び第5項の規定による勧告・公表、第6項の規定による措置命令を行うものとする。

なお、措置命令に従わないときは、市長は、法第56条第7項の規定による業務の停止命令及び役員解職の勧告、法第56条第8項の規定による解散命令を機動的に行うこととする。

8 県との連携

- (1) 指導監査の実施に当たり必要と認めるときは、県の指導監査実施機関に対し関係情報の提供を求めるものとする。この場合、「情報提供協議書」（様式第10号）により協議するものとする。
- (2) 県の指導監査実施機関が実施する指導監査に当たって、情報提供の協議があったときは、所有する関係情報を提供することができる。
- (3) 指導監査の実施に当たり必要と認めるときは、県の指導監査実施機関と共同して指導監査を実施することができる。

9 指導監査班員の心得

指導監査を実施する班員は、指導監査の目的を十分に理解し、その職務遂行に当たっては特に次の点に留意するものとする。

- (1) 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うこと。
- (2) 権勢的又は一方的な言動を避け、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るように努め、自立的な運営を促すこと。
- (3) 指導監査項目及び各項目の着眼点等について、理事長、施設長又は関係役職員から直接説明を聴き、具体的に内容を検討して問題の所在を的確に把握し、その要因を解明して適切な指導又は指示をすること。
- (4) 指導監査に際しては、諸規程等を十分理解するとともに、不明確なことに対する安易な発言や思い込み発言等は慎むこと。

10 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。